

## 回覧

### 高齢者及び要援護者世帯冬期生活支援事業の緊急対応

## 本年の度重なる大雪に対し、助成を拡大し支援内容を令和4年2月1日から変更いたします。

#### 【変更後の支援内容】

- ① 屋根の雪下ろし作業および、玄関周りなど生活に支障がでる場所の除雪。
- ② 1世帯あたり冬期間中の除雪にかかった費用のうち4万円を上限とし助成します。それを超えた費用は自己負担となります。  
※既に申請をされた方は、4万円から申請額を引いた残りが上限となります。
- ③ 申請は年度内に、まとめて1回で申請できます。令和4年3月25日までに申請してください。

#### 【対象世帯】

※ 町民税所得割非課税世帯かつ親族から助成を受けることができない世帯で下記のいずれかに該当する世帯。

- 日常生活を営むのに支障のある65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯もしくは、同等の環境にある高齢者世帯。
- 身体障害者手帳の交付を受けた人で1級・2級に該当された人のみで構成されている世帯。
- なお、集合住宅に居住している世帯は対象外です。

#### 【助成をうけるには】

- 民生委員を通じて申請をしていただきますので、担当地区の民生委員にご相談ください。
- 申請の際には領収書(原本)が必要となります。除雪作業をおこなった業者名と、除雪をした日が確認できるものを準備してください。

#### 【問い合わせ先】

町民福祉課 高齢介護係 ☎0278-62-2280